

奈良市風致地区条例許可の審査指針【追加】 第2版（平成28年4月1日 施行）

【A】付け庇の取扱いについて

A) 主たる出入口（玄関・玄関ポーチ等）の上部及び通路上に設置される庇について
出幅に係わらず屋根の勾配規定を適用する。（3寸～7寸勾配）

B) その他の開口部及び主たる玄関以外の出入口に設置される庇の規定について
壁面より出幅600までの付け庇（既製品）については、3寸～7寸の勾配規定を適用
しないが、勾配屋根とする。

なお、上記付け庇のうち、道路面に設置されるもので、出幅450mmを超える付け庇
については、勾配規定を適用する。（3寸～7寸）

【B】外壁の貼り分け等について

奈良市風致地区条例許可の審査指針19ページセ（エ）の一部使用について、1棟1カ
所とし4㎡までとしているが、自然素材等の使用に係わらず、色彩を変更する場合に、1
棟1カ所4㎡を適用する。

【C】窓枠の定義

窓枠の周囲に設置される装飾については、窓枠の一部として取り扱うが、窓の周囲を超
えて壁面に設置される装飾は、認めない。

<p>装飾の無い場合 許可可能</p>	<p>窓周りに装飾を施す 許可可能 ただし幅150程度</p>	<p>窓周りを超えて壁面にまで 及ぶ装飾 許可不可</p>
		